

## 当院の新型コロナウイルス対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年5月31日まで延長されました。

引き続き当院におきましては感染拡大を防ぐため以下のような対策を取らせていただきます。

### <患者様へのお願い>

1. 以下の方々は、受診を控えて下さい(患者および同伴者)

- ① 発熱、咳、倦怠感などの症状がある患者様
- ② 味覚・嗅覚に違和感、初期症状が疑われる患者様
- ③ 過去 14日以内に海外渡航歴、感染拡大地域への滞在歴のある患者、感染確定例との濃厚接触した可能性のある患者様
- ④ 過去 14日以内に複数人(50人以上)の屋内でのイベント等に参加した患者様
- ⑤ 現在、同居する方に上記が当てはまる場合
- ⑥ 現在、同居する人が自宅隔離を要請されている場合

2. 待合室・診療室において

- ① 来院時の手洗いとアルコール消毒剤の使用をお願いいたします。
- ② 申し訳ございませんが当院の待合室はあまり広くありません。そこで以下のようなお願いをしております。
  - ・付き添いが必要な患者様は、1名のみの付き添いをお願いいたします。
  - ・車で来院の付き添いの方は車でお待ちいただければ、診療が終了したところで携帯電話に電話させていただきます。
- ③ 診察前に問診用紙を使って患者様の健康状態を確認させていただきます。
- ④ 受診前に、うがい薬によるうがいをお願いしています。

## <当院の対応>

### 1. 施設設備に対する対応

- ① 換気を定期的に行います。
- ② 待合室のチェア、扉の取っ手など定期的に消毒しています。
- ③ 診療台およびテーブル等は、患者様ごとに清掃、消毒を行います。
- ④ エアロゾル発生の可能性のある処置は極力行わない。

### 2. 医療スタッフへの対応

- ① 毎日の検温、体調チェックを行っています。
- ② スタッフはマスク、グローブを着用し、手洗いとアルコール消毒を徹底致します。
- ③ 「三つの密」への外出制限を行っています。

## <時間毎の患者数の調整と加療内容>

- ① 矯正治療中の方々には、ご通院を継続いただけるように努めます。ただし矯正治療は一般の歯科治療に比べ緊急性が少ない治療なので、新型コロナ流行下での治療が不安で延期したいという希望のある患者様は御遠慮なく御連絡ください。ただし延期した分の治療期間の延長はご理解下さい。
- ② また「三つの密」を避けるため、予約数を減らしています。緊急事態のため、多少の治療期間の延長はご理解下さい。
- ③ 定期観察など緊急性の少ない治療内容のものは、沈静化傾向が認められるまで控えることをお勧めいたします。
- ④ 矯正治療を開始していない患者様におかれましては、沈静化傾向が認められるまで控えることをお勧めいたします。

**見通しの付かない状態で皆様もご不安なことと思いますが、皆様のご協力をお願いいたします。**